表 5.1　道路を走行している各交通手段の車検期間の統計データ

期間	車検切れ 交通手段の数	貨物輸送自動車	旅客輸送自動車
2012 年	8,424	6,307	2,417
2009 年 11 月～2013 年 6 月	85,885	51,918	34,267

出典：4461/BC-BGTVT、交通運輸省が 2013/5/20 に発行した報告書

政令 95/2009/ND-CP が有効になった後、交通運輸省は車検切れの交通手段をホームページに公開し、関連している機関にも連絡した。同時に、毎年、2 回程度、マスメディアや関連機関、交通手段の所有者に通知する。さらに、交通運輸省は自動的通知ソフト、車検終了車の状況を把握するソフトを構築している。これらのソフトにより、検査機関に自動的に知らせるので車検切れ車には、利用証明書、車検証明書を提供しない。

2012 年、車の検査を受ける数は 200 万台以上であった。その内、規制を満たした車の数はおよそ 160 万台であった。残りの 40 万台は規制を満たさない。

渋滞を減少させ、汚染を監査・管理するための交通活動の管理対策を強化

近年、毎年車の数が非常に早いスピードで増加し続けている。交通運輸省のデータによると、2002－2012 年の間、ハノイ市では増加率は 17.23%/年であり、ホーチミン市では 14.88%/年であった。その内、個人で所有している車の数は高い割合を占めている。現在ベトナムでは、個人所有の車に対して、高い登録費及び税金を負担させている。この対策により、個人所有の車の増加率を抑制することができた。

2013 年末、交通運輸省は首相に「ベトナムの大都市における適切な各交通手段の開発」プロジェクトを提案した。2020 年まで、各都市の実情に応じて、各種の交通手段の割合を適切に定める。個人所有の交通手段に対しては、都市内で、定められた道路、曜日、時間帯にしか利用できないようにする。また、公共交通手段の運行数も増加させ、利用することを奨励している。

さらに、大都市内では、新規道路の建設、道路の拡幅、一方通行の増加、歩道橋の建設などの様々なプロジェクトを実施している。例えば、ハノイ市では歩道橋を７か所、ホーチミン市では 6 か所導入した。交通信号の数も増やした。以上の様々な対策で、交通渋滞問題、大気汚染、騒音などを減少させることができた。

5.1.3　生産活動からの汚染の減少

環境保護に関する各法規によると、投資・提案の段階で、汚染大気処理、騒音防止などのシステムを生産工程に合わせて設計しなければならない。生産活動による汚染源を厳密に監査する対策を展開し続けている。具体的には、排気に関する各規制を制定すること、「クリーン生産」の適用を奨励する政策を発行すること、環境にやさしい技術・新しい技術を奨励することなどである。また、汚染を引き起こす企業・個人に対して、罰金額を増加した。これも汚染を減少する効果的な対策の一つである。

工業団地、経済地区、生産企業・工場からの汚染の監査、管理、減少

集中生産地域（工業団地、経済地区、生産企業・工場）は、生産活動を開始する時点で、法規に基づき、排水処理システム、排気処理システム、騒音防止システムを設置、運行しなければならない。

また、工業団地、経済地区、生産企業・工場は、稼動中は計測・モニタリング活動を行い、環境管理機関に報告しなければならない。近年、汚染源のインベントリが注目され、実施され始めている。2009-2013 年の間、天然資源環境省はいくつかの産業（特に鉄鋼業、建材産業、火力発電）からの排ガスのインベントリを試算した。

近年、工業から排出した排気の処理設備に投資することも注目され始めた。企業の実情に応じ、適当な処理設備を適用し始めた。実際に、大規模の企業・工場、外資系の企業・工場では、ダストの除去設備は効率よく運転されていて、生産活動から排出した排気（主な成分はダスト）を削減することができている。ハーティエンセメント工場、セオマイセ

メント工場、ヒエップフォックセメント工場、ギーソンセメント工場、ホアンマイセメント工場、ホアンタックセメント工場は、このダストを回収する設備を採用している。

また、生産活動で使用しているエネルギー量も統計、監査、管理を行っている。この活動により、省エネルギーと温室効果ガスの排出削減を行うことができた。現在、全国に、エネルギー量の統計、監査、管理センターが 60 か所ある。これらのセンターの義務はエネルギーを監査するプログラムを展開し、省エネルギー、「クリーン生産」を奨励することである。

同時に、中央政府も生産活動、営業活動に様々な奨励政策を実施した。具体的には、土地・資金を提供し、税金を軽減・免除することで、環境保護活動のための費用を軽減してあげることである。特に、工業団地、工芸村で、環境保護インフラの建設、排水・排気処理設備の設置に対する投資活動には、税金を軽減・免除している。

さらに、決定 64/2003/QD-CP に基づいて、深刻な環境汚染を引き起こした企業・工場に対して、徹底的に処分した。現時点では、439 企業・工場中、383 企業・工場（87.2%）が処分された。様々の対策、活動で、一般環境汚染、大気環境汚染を減少することができた。環境汚染を監査・管理する活動を行っているとともに、環境保護に違反した企業・工場に対して、より厳密な行政処分を課した。罰金額も上げ、また、違反行為によって、具体的な処分を規定している。大気環境にダスト、排気を排出した違反行為に対する処分について、政令 179/2013/ND-CP の 15、16 条に具体的に規定した。これにより、事業者が環境保護に関する法規に従わなければならないという意識を高め、事業者が経営している企業・工場の生産活動から大気環境に排出した汚染排気を抑制することができた。

工芸村から排出した汚染を段階的に監査・管理・抑制

首相は工芸村での環境保護活動を奨励するために、「工芸村での環境保護プロジェクト」を承認した。プロジェクトの主な内容の一つは新規工芸村での汚染の発生を阻止するということである。現存の工芸村では、発生している汚染を段階的に改善、克服することである。以上の活動とともに、4 つの主な義務の一つが設定された。それは、全国の各工芸村での汚染を処理、克服するために、新規科学・技術モデルを展開することである。また、プロジェクトの他、やらないといけない対策も提案していて、各省、関連機関の義務を明確にした。特に、天然資源環境省、農業農村発展省、商工省など、及び地方政府の義務を明確にした。

プロジェクトを統括に展開する機関として、2013 年、天然資源環境省は以下の各活動展開をした。具体的には以下のとおりである。

－深刻な汚染を引き起こした 47 工芸村の名前を公開した。早い段階で、汚染を処理、克服しなければならない。

－工芸村の環境に関するデータベース構築の準備をした。

－リサイクル工芸村、家畜・家禽の食肉を処理する工芸村は深刻な汚染を引き起こすた